

VIII 古代神門郡塩冶郷の祭祀 —まとめにかえて—

出雲は新墾 以上、天津町北遺跡と中野清水遺跡の調査の概要を報告した。調査の結果は両遺跡はどの時代においても、それぞれ別個の遺跡ではなく一体となったものであったことが知られる。発掘調査で検出した遺構・遺物からみると、両遺跡には二つのピークがあることがわかる。一つは弥生時代末から古墳時代前期、もう一つは7～8世紀の時期である。このことは、それらの時期に出雲平野が人々との関係が最も深かったことを表している。すなわち、前者は、それまで様々な生活用具の素材が、石や骨角が主体であったのに替わって鉄になり、鉄器が普及していき、大和を中心とする古墳文化が列島内に広がっていきこうとする時期でもある。後者は、律令国家が成立・展開していく過程にあたる。この二つの時期に出雲平野に大規模な開発の手が加えられたのであろう。その結果が『出雲国風土記』²⁾ 出雲郡条に次のような記述が載せられることになったと考えられる。

出雲の大川 源は伯耆と出雲と二つの國の堺なる鳥上山より出で、流れて仁多の郡横田の村に出で、即ち横田・三處・三澤・布勢等の四つの郷を経て、大原の郡の堺なる引沼の村に出で、即ち來次・斐伊・屋代・神原等の四つの郷を経て、出雲の郡の堺なる多義の村に出で、河内・出雲の二つの郷を経て、北に流れ、更に折れて西に流れて、即ち伊努・杵築の二つの郷を経て、神門の水海に入る。此は則ち、謂はゆる斐伊の川の下なり。河の兩邊は、或は土地豊沃えて、五穀、桑・麻稔りて枝を頗け、百姓の膏腴なる藺なり。或は土地體沃えて、草木叢れ生ひたり。則ち、年魚・鮭・麻須・伊具比・魴・鰻等の類ありて、潭湍に雙び泳げり。河の口より河上の横田の村に至る間の五つの郡の百姓は、河に便りて居めり。出雲・神門・飯石・仁多・大原の郡なり。孟春より起めて季春に至るまで、材木を校へる船、河中を沿浜れり。

古墳出現期 『出雲国風土記』に描写された出雲平野の情景を頭に描きながら、試みに、弥生時代から古墳時代中期の大津町北遺跡と中野清水遺跡出土の報告した土器を数えると次のようである。報告書への掲載にあたってはできるだけ口径・器高がわかるものを取り上げたが、図示できなかったものも相当量あるので、必ずしも実態を現していないかもしれない。この時期の土器編年は近年盛んに行われている。本報告で一応の目安とした松山編年³⁰⁾もその一つであるが、どちらとも云えない資料が数多く存在するので、この章においては、便宜上、九重-鍵尾-大木-小谷-大東という従来の編年と年代観を使用する。＊＝1～10個体である。

II～IV様式	* * *	
九重	*	
鍵尾 I = の場	*	西谷 3 号墓
鍵尾 II	* * *	
大木	* * * * * * * * * *	
小谷	* * * * * * * * * * * *	神原神社古墳
大東	* * *	

こうしてみると、大木式・小谷式に個体数が集中しており、このあたりの集落形成に大木式の時期に一つの画期があったと云えよう。集落を囲むように掘られた溝に多量の土器が廃棄されていた出雲市古志本郷遺跡³³⁾でも同じような傾向がある。

この多量の大木式・小谷式の土器に混在して、山陰地方では通常見かけない土器の一群がある。

既に、姫原西遺跡²²⁾や蔵小路西遺跡²³⁾でも報告されているように、胎土に砂粒を多く含み、ハケ目調整痕の顕著な壺形土器と、外面に叩き痕のある甕形土器である。その他にも、胎土にあまり砂粒を含まず、赤褐色の単純口縁の壺形土器や広口で丸底の碗形土器等もある。単純に搬入された土器と云いきれないものもあるが、炭化物付着痕等の使用痕があり、在地で作られた土器と一緒に使用されていたようである。そうした土器の器種構成は、たとえば、福岡県糸島郡前原町三雲遺跡¹⁰⁾の大溝出土の土器の器種構成に通ずるものがある。三雲遺跡では、大津町北遺跡・中野清水遺跡に搬入されたと考えられる土器群と、いわゆる山陰系の土器が共伴しているからである。しかし、表面的な観察だけからでは産地を特定するには難しいものがある。西部瀬戸内地方に特徴的な土器も存在するからである。そこで、本報告では搬入された土器を西部瀬戸内～北部九州系と広く捉えることにした。畿内の布留式土器に似たものもあるが、それさえも細部の特徴をみると一旦、西部瀬戸内～北部九州を経由したものが入ってきているようにさえ思える。出雲平野が西部瀬戸内～北部九州地域と交流していた証であろう。それは陸路ではなく、海上のルートが想定されよう。

これらの土器群の中に、生漆採集容器があった。内面に付着している生漆を年代測定したところ、Ⅶ章で報告されているように、第121図51はAD80—240、第137図27と28はAD70—230という測定値を得た。この種の土器は長瀬高浜遺跡にもあるが、古墳時代前期のうちには消滅したようでその後続くものがない。現代の生漆採集容器のように木製のものに換わったのであろう。

また、第116図13と第117図15の大木式の甕形土器の内外面に付着していた炭化物では、それぞれ、AD130—270、AD80—260という互いに近似した測定値を得ている。山陰地方の弥生時代後期から古墳時代前期にかけて、これまでに測定値の出ている年輪年代・炭素14年代や貨泉・舶載鏡等を検討した中川寧氏は、「3世紀第三～第四四半期を上限として布留式が始まる、ということを述べても、従来述べられてきたことと大きく矛盾はしないのではないかと考えられる。」として土器の暦年代に言及している³⁴⁾。大木式はほぼ布留0式相当期と考えられるので、中川氏の見解は中野清水遺跡出土資料から得られた測定値と符合する。

こうした多量の土器群の中には、非実用的なものも含まれるが、壺・甕類が最も多く、甕形土器には内外面に炭化物付着痕があるのを通例とする。このことは日常的に炊飯に使用していたものが廃棄されたことを物語るものであり、付近にこれらを使っていた集落の存在を示すものである。しかし、出雲平野には、長さ約50mの前方後円墳である大寺古墳（第3図⑰）と円墳と考えられ筒形銅器を出土した山地古墳しか今のところ前期古墳は知られていない。景初3年鏡を出土した神原神社古墳（方墳）や、松本1・3号墳（前方後方墳）は、斐伊川の中流域まで溯らなければならない。未発見の古墳が存在するのか、それともこの平野の特殊な歴史的事情なのか説明しきれないものがある。

在地社会の祭祀 7～8世紀では、中野清水遺跡Ⅱ区を中心に多量の遺物が出土した。Ⅱ区、及びⅣ区でも述べたように、Ⅱ区2層Ⅱ群の土器群は、土製品を含めたある器種構成を持った土器の単位が多数重なって出来上がったものであることが知られた。7～8世紀を通してそれらの土器の単位はおおよそ次のようなA～Cの三段階の変遷をしていることが考えられた。

- A. 7世紀代——炊飯用具・食器（Ⅱ区SX20・Ⅳ区土器2・3群）
- B. 8世紀前半—炊飯用具・食器・各種小型土製品・鉄器・墨書土器（Ⅱ区2層Ⅱ群）
- C. 8世紀後半—・・・・・・食器・・・・・・墨書土器・赤彩土器・製塩土器（Ⅱ区SX07）

その土器の単位は祭祀の主体の単位でもあることはIV区において考察したとおりである。古墳文化の地方波及と共に小型手捏土器や土製・滑石製模造品を伴った、例えば第114図に掲げたIV区出土資料のような大和型の祭祀もみられるようになるが、それは6世紀後半～7世紀前半になると一旦影を潜めるようになる。その時期の祭祀遺跡の数は全国的にみても少なくなるのである。A段階はまさにその時期にあたるのであり、「在地型祭祀」と云ってもよいだろう。B段階に至って（おそらく7世紀後半も）再び大和型祭祀の要素が「在地型祭祀」に加わってくるのであるが、それはもはや律令的祭祀の導入なのであろう。木製品の残らない土層であったため斎串や呪符木簡等をも考慮に入れておかねばならない。C段階になると「在地型祭祀」の要素は払拭され、祓いを中心とした律令的祭祀が一応定着したと考えられる。祓いにおける清めの塩の役割が大きくなったようだ。そこには、国（司）－郡（司）－郷・里（長）－村（長）を通して律令的祭祀が村落社会に浸透していく様子が窺えよう。その村落社会でのこのような祭祀の主体はA～Cの段階を通して、律令国家側からみた場合の戸主とその戸口にあたる人々であったことは遺跡に残された遺物の器種構成が示している。VI区2層出土の第130図33に図示した須恵器蓋坏の破片は7世紀前半の年代観のものであるが、これに付着していた漆を年代測定したところ第155図に示したようにAD600－670という測定値を得た。これはこれまでの年代観と矛盾する値ではない。これを踏まえて、このA～Cの年代観をもう少し明確にすると、A段階＝6世紀後半～7世紀前半、B段階＝7世紀後半～8世紀前半、C段階＝8世紀後半～、となる。第62図298（カラー図版8・9）に掲げた「人面」小型手捏土器は都城や関東地方で出土するいわゆる「人面墨書土器」と何らかの関係があるに相違ない。未だ山陰地方では「人面墨書土器」の出土例はないが、「人面」小型手捏土器は、律令的祭祀のこの地方の村落社会での現れ方の一つとして捉えられよう。

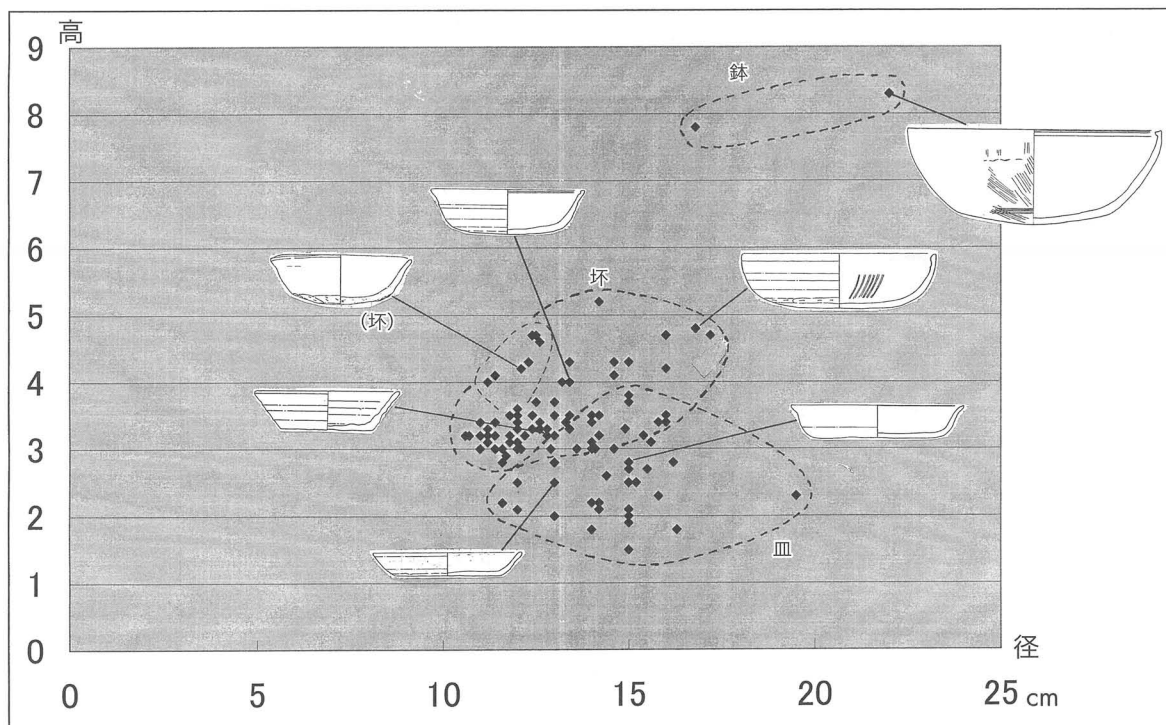
須恵器と土師器 第156図は無高台の食器類の赤彩土師器（上）と須恵器（下）の口径と器高の関係を表している。この表では、鉢・坏・皿の器種を選んで作成した。但し、坏と皿は実測図から、坏的、皿的にみえるものという報告者の恣意的な基準で分類した。その結果、赤彩土師器には、坏と皿が少し重なる部分があった。しかし、須恵器においては坏と皿では明確なグループができた。赤彩土師器には坏とも皿ともつかない一群があるのか、それとも、土器の破片から復元実測をしたものもあるので断言はできないが、今後資料が増えれば明確に分かれるのかもしれない。この表から、赤彩土師器も須恵器も、一応、器高：口径の関係が、1：2に境界線があると云えよう。したがって、器形と法量には一定の規格のあったことが推定されるが、さらに残存状態良好な資料が増加しなければ細分類できないであろう。鉢は坏の大型化したものということになるが、器高が5.5cmを超えている。

律令期の赤彩土師器のこの地方での先行研究は、巽淳一郎氏による伯耆国庁跡の発掘調査がある⁴⁾。巽氏はまず坏と皿の調整について着目し、口縁部を横ナデし、底部外面未調整のものをa手法、底部を篋削りするものをb手法とする。次に、製作技法を3段階に分けている。第1段階は、回転台を利用しない成形で、b手法、篋磨き跡、暗文、赤彩は厚くハケ跡を残さないという特徴をあげる。第2段階は、篋削り技法を伴う回転台成形で、a手法が多くなり、赤彩は薄く塗られ、ハケ跡がのこり、底部は平坦となる。器形は須恵器に近くなる。第3段階は、ロクロ成形で、法量は小さくなり赤彩はなくなる。そして、第1段階を奈良時代後半、第2段階を9世紀後半代、第3段階を10世紀前半代の年代を与えている。大津町北遺跡・中野清水遺跡においても、赤彩土師器においては、年代観

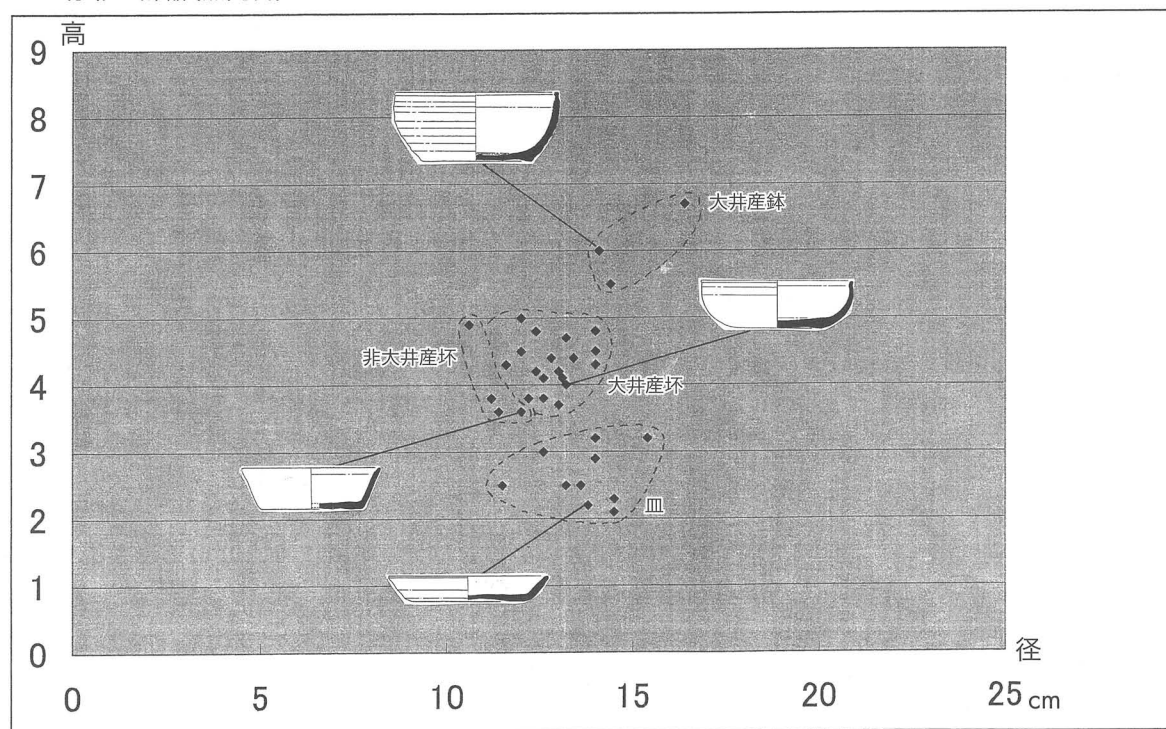
を除くと、ほぼ同様な技法と調整の変遷が認められる。今少し追加すれば、須恵器に対する赤彩土師器の量が増し、坏・皿とも赤彩は全面から底部外面にはみられなくなり、坏・皿の高台の付くB類は、高台の位置が、内側から外側へ、高いものから低いものへ、断面が方形のものから逆三角形のものへと変遷が辿れそうである。但し、伯耆国庁の第3段階の遺物はほとんど出土しなかった。

第157図は試みに、赤彩土師器と須恵器の、鉢・坏・皿について、互いに同器形と思われるものを比較したものである。鉢Aは鉄鉢形である。鉢Bと坏B1、坏B2は、赤彩土師器が須恵器を模倣したものであろう。特に鉢Bと坏B2は須恵器工人による製作技法のようにみえる。皿はA・B共に、赤彩土師器を須恵器が模倣したものであろう。注目されるのは、出雲大井産須恵器坏A1・A2に対応する赤彩土師器がみあたらないことである。これらの器種はC段階（8世紀後半）の内に生産が終わり、出雲大井産須恵器以外の須恵器の器種に取って代わられたと思われる。赤彩土師器は、第156図の表の（坏）以外は、基本的に都城の土師器を模倣したものである。在地の須恵器には皿という器種は元来なかったもので、都城の土師器の皿が国郡制の成立と共に国府・郡家にもたらされ、在地の須恵器工人によって写されたと考えられる。出雲国庁の町田章編年ではⅢの段階になって土師器写しの須恵器皿類が登場するようであるが、やがて体部が直線的になっていく。そのころから、出雲大井窯以外でも須恵器の生産が始まるが、出雲に特徴的であった坏A1・A2の生産は全く行われなくなる。赤彩土師器写しの須恵器生産の開始は、この地方での官衙の成立・展開にと深く関わっており、大津町北遺跡・中野清水遺跡のような末端の村落社会にも確実に律令制度が浸透していったことを土器生産の面からも示していると云えよう。

土製支脚の性格 大津町北遺跡・中野清水遺跡出土資料の中で特徴的なものに、獣脚形土製支脚と仮称した支脚がある（第56図、第101図41、第131図61・62）。これらは第158図②でその使用方法を想定したように、おそらく、1／3ほどを地中に埋めて、その上に甕型土器を置いたと考えられる。上下をどちらにしても使用できるように作られている。土製支脚としては他に例を知らない。山陰地方の土製支脚は6世紀頃から多くなり律令期に至って盛行する。土製支脚は全国的にみると、甕型土器の底を、一つで支えるもの、二つがセットとなるもの、三つで一具とするものの3種ある。仮にこれらをそれぞれ、Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型と呼ぶと、山陰地方にはⅡ型とⅢ型が多い。これらの土製支脚には胴部に突起のあるものや、ないもの、また、孔のあるもの等がある。日本で出土する土製支脚は弥生時代を最古とし¹⁾、九州から北海道まで広く分布する。その形態のほとんどは中国の新石器時代にある。嚴文明氏の「中国古代の陶支脚」⁷⁾や甲元真之氏の集成²⁰⁾によれば、磁山文化(BC5400～BC5100)を最古として、揚子江・黄河流域を中心に、アムール川の支流や台湾にまで分布している。今のところ韓半島には土製支脚の出土例はないけれども、中国の周辺地域では新石器時代に溯るものはないので、日本の土製支脚も大陸のものが直接・間接的に波及してきたものと考えられる。第95図629の中野清水遺跡Ⅱ区3層出土のⅡ型の土製支脚はこの地方での土製支脚の最古例であるが、実用品ではないであろう。おそらく、西部瀬戸内～北部九州地域から入ってきたものと思われるが、その後は細々と継承され、6世紀代以降に広く普及していく。Ⅰ～Ⅲ型は特に時期差があるのではなく、これを使用する側の諸条件によって、その時々土製支脚の形態を選択していたように見受けられる。甕型土器を火にかける場合、①直接床に置く、②支脚を使う、等の方法が考えられるが、民族例を参考にすると、3個の自然石製の支脚が使われていたことが考えられる。神奈川県藤沢市の縄文時代草創期の南鍛冶山遺跡の礫に残る被熱痕を詳細に検討された桜井



赤彩土師器(無高台)

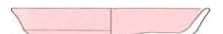
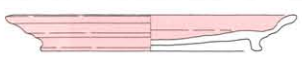
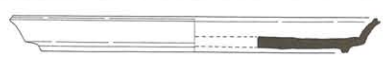
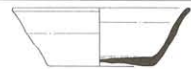


須恵器(無高台)

第156図 大津町北・中野清水遺跡出土土師器・須恵器関係図(1)

準也氏は、第158図①のような自然石製の支脚（Ⅲ型）の存在を明らかにされた¹⁶⁾。中国においても嚴文明氏も前掲の論文の中で、中国周辺地域の民族例をひきながら、河姆渡遺跡の中の片方が被熱している自然石が支脚であることを指摘している。石製の支脚は、土製支脚が作られるようになってからも長い間使用されていたと思われる。

このような、石製・土製支脚に対し、竈は5世紀ごろ日本に入ってきたと云われ、地域によっては竪穴建物の壁に粘土で造り付けられた竈（造付竈）となったり、土製の移動式竈が採用されている。どちらかといえば、前者は東日本に多く、後者は西日本に多い。この竈が普及しても石製・土

	赤彩土師器	須恵器(大井:出雲産)	須恵器(非大井産)
鉢			
坏			
皿			
			
			
			
坏			
			
			

0 20cm

第157図 大津町北・中野清水遺跡出土土師器・須恵器関係図(2)

製の支脚は消滅することはなかった。竈は基本的には支脚を必要としない構造である。にもかかわらず、造付竈の地域では、Ⅰ型が竈の内部中央で甕型土器の底を支えるように使用されたい。支脚としてどれだけ機能していたのか疑問が残る。土製の移動式竈の地域では、支脚はⅡ型・Ⅲ型が多いが、これらは竈の中で使用はなされていない。竈の外において使用されている。つまり、竈と土製支脚の両方が使用されていた。このようにみると、土製支脚のⅠ～Ⅲ型は日常的に使用されていたかどうか疑わしい。非日常的な使用方法があったことが想定されよう。このような視点で、あらためて中野清水遺跡の獣脚形土製支脚をみると、Ⅰ型として分類されるけれども、その形態は自然石製の支脚を意識して作られているとみることもでき、そこには煮沸や炊飯を伴う祭祀行為の存在が推定される。このことは、獣脚形土製支脚のみにとどまらず、土製支脚そのものが、その出現当初から（おそらく、中国においても）非日常的な性格を持っていたことを示唆するものであろう。先に、土製支脚を含む廃棄された遺物群の一単位が、祭祀の主体の単位でもあることを述べたが、土製支脚は例えば古代農民の農事暦の中の祭日に使用されていたようなことが想像されるのである。

そのような性格を持った土製支脚がまだ使用に十分耐えうる他の炊飯用具や食器とともに惜しげもなく廃棄されることの意味は、さらにこの種の遺跡の調査例の増加を待って検討されなければならないが、あえて憶測すれば、それらの遺物に取り払うことがどうしてもできない汚れのようなものを認識したか、それとは逆にあまりにも神聖なものとして認識されたのかのどちらかであろう。しかし、その祭祀の具体的な行為は、炊飯がなされたという以外は、遺構・遺物のみからでは推定

できない。

塩冶郷と止屋淵　ところで、第76図477（カラー図版1）で示した須恵器坏A 1には、底部外面に「塩冶」と読める墨書があった。これは『出雲国風土記』神門郡条の鹽冶郷や『和名類聚抄』⁵⁾の塩冶郷に関係するものとして注目されよう。以下は古代神門郡の郷名である。

『出雲国風土記』（733）　『出雲国賑給歴名帳』（739）　『和名類聚抄』（931-938）

朝山郷	朝山郷	朝山郷
日置郷	日置郷	日置郷
鹽冶郷		鹽冶郷
八野郷		八野郷
高岸郷		高岸郷
古志郷	古志郷	古志郷
滑狭郷	滑狭郷	滑狭郷
多伎郷	多伎郷	多伎郷
餘戸里	伊秩郷	伊秩郷
狹結驛		狹結郷
多伎驛		
神戸里		

古代には同じ神門郡内であった出雲市上塩冶町三田谷遺跡では、「八野郷神門米地代　」、「高岸三上部茂×　」という、八野郷・高岸郷という神門郡内の郷名木簡が出土している²⁵⁾。これに中野清水遺跡出土墨書土器の「塩冶」を加えると、三つの郷名が考古資料から文献を裏付けたことになる。『出雲国風土記』神門郡条では、鹽冶郷は次のように記載されている。

鹽冶の郷　郡家の東北のかた六里なり。阿遲須積高日子命の御子、鹽冶毘古能命、坐す。故、止屋といふ。神龜三年、字を鹽冶と改む。

すなわち、鹽冶郷は（神門）郡家の東北の方向に六里のところにあって、アジスキタカヒコノミコトの御子のヤムヤヒコノミコトが郷の中に鎮座していらっしゃる。だから、止屋と云うのである。神龜三年（725）に、字を「止屋」から「鹽冶」に表記を改めた、というのである。それは、『出雲国風土記』の総記に、「其の郷の名の字は、神龜三年の民部省の口宣を被りて、改めぬ。」としているように、全国的に下された勅令に基づくものであった。鹽冶毘古能命は記紀の神統譜にはみえない神で、この郷の人々によって祀られた土地の神であろう。この鹽冶郷に関して、『日本書紀』崇神天皇60年条¹⁹⁾には、次のような一節が載せられている。それは、出雲大神宮にある天よりもたらされた神寶を出雲臣の遠祖の出雲振根が管理しており、崇神天皇がそれを見たいため、武諸隅を遣わして献上させようとしたのである。少し長くなるが引用しよう。

（略）是の時に當りて、出雲臣の遠祖出雲振根、神寶を主れり。是に筑紫國に往りて、遇はず。其の弟飯入根、則ち皇命を被りて、神寶を以て、弟甘美韓日狹と子鷗濡淳とに付けて貢り上ぐ。既にして出雲振根、筑紫より還り来きて、神寶を朝廷に獻りつといふことを聞きて、其の弟飯入根を責めて曰はく、「數日待たむ。何を恐みか、輒く神寶を許しし」といふ。是を以て、既に年月を経れども、猶恨忿を懷きて、弟を殺さむといふ志有り。仍りて弟を欺きて曰はく、「頃者、止屋の淵に多に菱生ひたり。願はくは共に行きて見欲し」といふ。則ち兄に随ひて往

く。是より先に、兄竊に木刀を作れり。形眞刀に似る。

當時自ら佩けり。弟眞刀を佩けり。共に淵の頭に到りて、兄の、弟に謂りて曰はく、「淵の水清し。願はくは共に游泳みせむと欲ふ」といふ。弟、兄の言に従ひて、各佩かせる刀を解きて、淵の邊に置きて、水中に沐む。乃ち兄先に陸に上りて、弟の眞刀を取りて自ら佩く。後に弟驚きて兄の木刀を取る。共に相撃つ。弟、木刀を抜くこと得ず。兄、弟の飯入根を撃ちて殺しつ。故、時人、歌して曰はく、

や雲立つ 出雲梟帥が 佩ける太刀 黒葛多巻き さ身無しに あはれ

是に、甘美韓日狭・鷗濡淳、朝廷に参向でて、曲に其の状を奏す。則ち吉備津彦と武淳河別とを遣して、出雲振根を誅す。(略)

この『日本書紀』の一節は、大和と出雲との間にあったであろう歴史的事情を反映するものとしても注目されるのであるが、その舞台となった「止屋淵」は神門郡塩冶郷内と考えられる。前掲の『出雲国風土記』によれば塩冶郷は神亀三年(725)以前は止屋郷と表記されていたので、『日本書紀』の成立した養老4年(720)とは矛盾しない。一方、塩冶郷に関係する神社は、『出雲国風土記』と『延喜式』によれば次のようである。

『出雲国風土記』(733)

(在神祇官)

夜牟夜社

夜牟夜社

同夜牟夜社

(不在神祇官)

鹽冶社

同鹽冶社

『延喜式』(927)

鹽冶神社

鹽冶比古神社

鹽冶比古麻由彌能神社

鹽冶比古命御子焼太刀天穗日子命神社

『出雲国風土記』の在神祇官社の三社がそのまま延喜式内社であるのかどうかという問題もあるが、社名には、「夜牟夜」と「鹽冶」との二つの表記がある。ただし、略字の「塩冶」の表記はない。『播磨国風土記』飴磨郡条安相里によれば、「(略)後に里の名は字を改めて二字に注すに依りて、安相里と為す。」とあり、郡里制の時期に里名を二文字に統一されたことが知られる。『出雲国風土記』の社名にみえる「夜牟夜」は、「止屋」以前の表記であった可能性が高い。従って、塩冶郷の表記の変遷を次のように整理することができよう。

夜牟夜里・・・・・・ (国評里制)

↓

止屋里・・・・・・ (国郡里制)

↓

止屋郷・・・・・・ (国郡郷里制) 霊亀元年 (715)

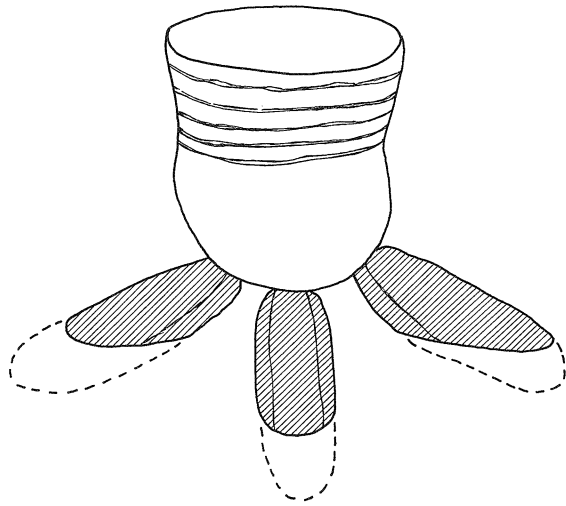
↓

鹽冶郷・・・・・・ 神亀三年 (726)

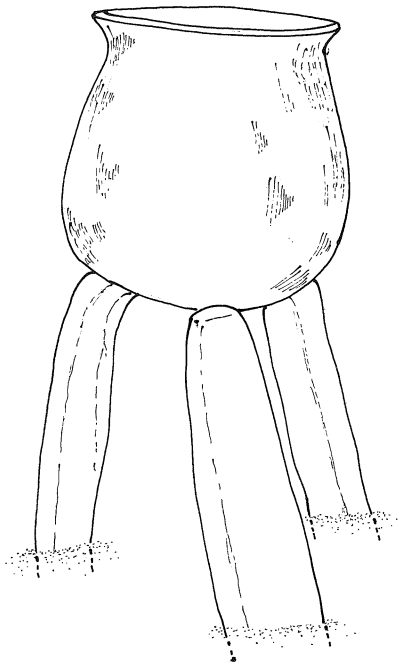
↓

塩冶郷・・・・・・ (国郡郷制) 『和名類聚抄』

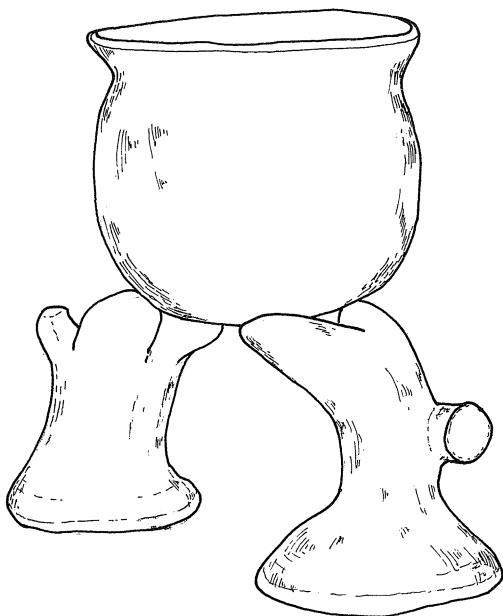
このことは、第76図477の須恵器坏A1の「塩冶」と墨書された年代が神亀三年(726)まで溯らない可能性を示していると云えよう。須恵器坏A1は8世紀後半の内には生産されなくなると考えられるので、この須恵器はおおよそ740～780年間のものに推定されよう。この墨書須恵器の出土を重視すれば、大津町北遺跡・中野清水遺跡の所在するあたりは古代の神門郡塩冶郷の中にあったこと



①石製支脚
(縄文草創期)
桜井準也「縄文時代草創期における礫の使用法について『湘南考古学同好会々報』48よりトレース



②土製支脚
(7～8世紀)
中野清水遺跡

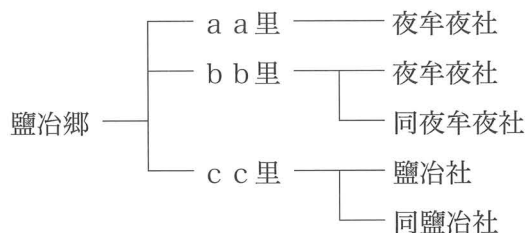


③土製支脚
(7～8世紀)
中野清水遺跡

第158図 支脚使用想定図

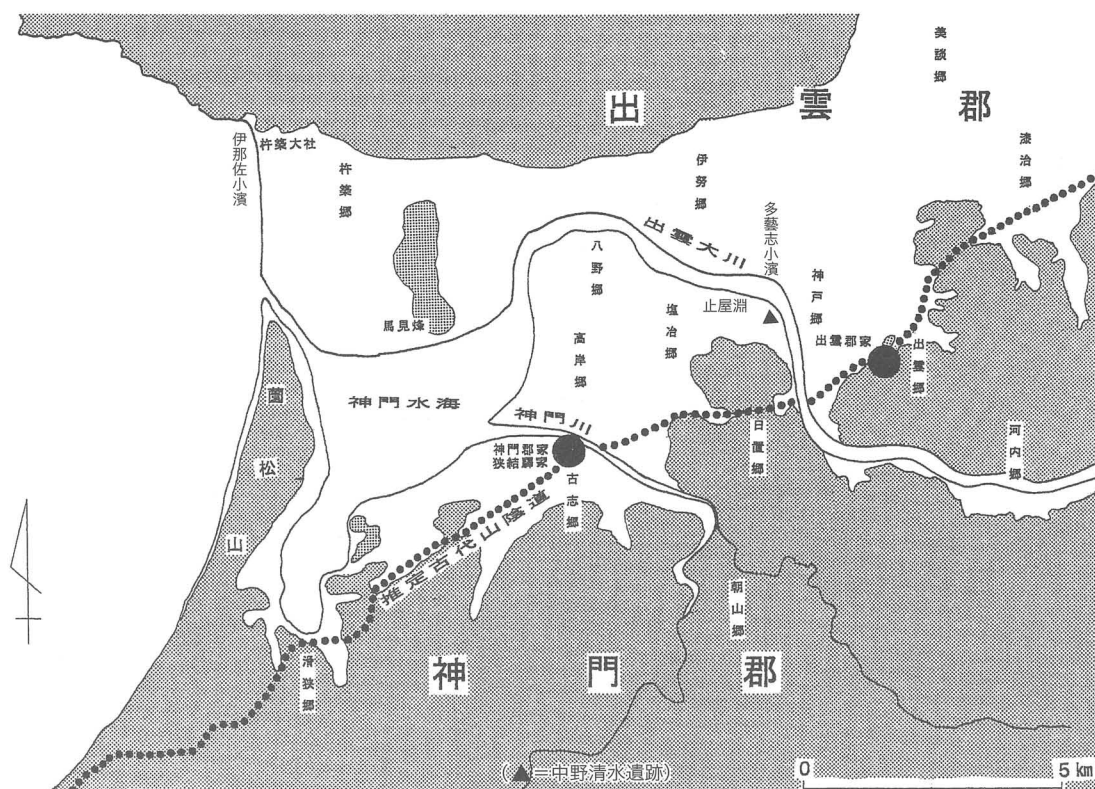
になろう。『出雲国風土記』は神門郡家から鹽冶郷までの方位と里程を記している。神門郡家を出雲市古志町の古志本郷遺跡として、『出雲国風土記』の記述の通りに、北東方向に当時の六里(約3.2km)を測ると現在の出雲市今市町あたりになる。そこから大津町北遺跡・中野清水遺跡までは約2.0kmある。古代の里(郷)は、戸令為里条³⁾の「凡そ戸は、五十戸を以て里と為よ。(略)」とする戸の集まりとして規定する。しかし、里(郷)が範囲を持っていたことは風土記の記述からも推定されるところである²⁴⁾。鹽冶郷に隣接する矢野郷・高岸郷・日置郷との位置関係から、鹽冶郷の範囲を推定すれば、現在の今市町・大津町・中野町・萩杼町を含む径2.5～3.0kmほどになるかと思われる。5ヶ所の社も鹽冶郷の範囲内にあった。神門郡内の他の社はその社名からも、この鹽冶郷内にはなかったと思われる。『出雲国風土記』によれば鹽冶郷には三つの「里」があった。『天平11年出雲国賑給歴名帳』によれば出雲郡と神門郡の「^{こざと}里」名が知られるが、残念なことに鹽冶郷の部分は欠落している。したがっ

て、「^{こざと}里」名は不明であるが、この「里」は2～3の自然村落による法的擬制できていたと考えられるので²⁴⁾、社与自然村落の関係から、同名社を枝村の村落社として、次のように鹽冶郷の三つの「里」を復元することができよう。



『出雲国風土記』が編纂された天平5年（733）当時は、「cc里」には式内社はなく、その後、鹽冶社か同鹽冶社のどちらかが鹽冶比古命御子焼太刀天穗日子命神社として昇格したようである。それは次のような理由による。つまり、『出雲国風土記』では式内社の数は184社で、『出雲国造神賀詞』では186社、『延喜式』では187社となっていて、3社増えている。その3社とは、能義郡の天穗日子命神社と、神門郡の神産魂命子牛日命神社と鹽冶比古命御子焼太刀天穗日子命神社である。石塚尊俊氏は、『文徳實録』天安元年（857）に、能義郡の天穗日子命神社が「在出雲國從五位下天穗日子命神社預官社」として神祇官社となった記事がみえることから、他の2社である神門郡の神産魂命子牛日命神社と鹽冶比古命御子焼太刀天穗日子命神社が、国史に記述を欠くけれども、神祇官社に昇格したのは、『出雲国風土記』が編纂された天平5年（733）～天安元年（857）の間であったとしている¹¹⁾。妥当な見解としてここではこれに従う。

『出雲国風土記』の神門郡家から各郷までの距離については、郷庁＝郷長の家、あるいは、郷家までとする加藤義成氏¹⁵⁾や関和彦氏¹⁸⁾の説や、郷の入り口までとする石塚尊俊氏¹³⁾の説がある。いずれも、郷に範囲があったことを前提にしている。郷庁なり、郷家という施設が郷（里）の中に存



第159図 古代出雲郡・神門郡関係図

在していたかどうかには諸説があるが、大津町北遺跡・中野清水遺跡出土の硯や墨書土器を官衙や役人に関するものとして評価したとしても、両遺跡が直接そのことに関わる性格ではないことは報告した遺構・遺物が物語っている。

多藝志小濱 第159図は、古代の出雲郡～神門郡の推定復元図である。先に掲げた『日本書紀』にみえる「止屋淵」は大津町北遺跡・中野清水遺跡に重なるところでもある。ちょうど古代の斐伊川が大きくカーブするところで深く淵となっていたのであろう。この斐伊川は神門郡と出雲郡の郡境となっており、「止屋淵」の対岸は現在の出雲市武志町である。この武志町は『古事記』のいわゆる大國主神の國譲り神話に「多藝志小濱」として登場する。それは次のような内容である。

故、更に且還り来て、其の大國主神に問ひたまひしく、「汝が子等、事代主神、建御名方神の二はしらの神は、天つ神の御子の命の隨に違はじと白しぬ。故、汝が心は奈何に。」ととひたまひき。爾に答へ白ししく、「僕が子等、二はしらの神の白す隨に、僕は違はじ。此の葦原中國は、命の隨に既に獻らむ。唯僕が住所をば、天つ神の御子の天津日繼知らしめず登陀流天の御巢如して、底津石根に宮柱布斗斯理、高天の原に氷木多迦斯理て治め賜はば、僕は百足らず八十垵手に隠りて侍ひなむ。亦僕が子等、百八十神は、即ち八重事代主神、神の御尾前と為りて仕へ奉らば、違ふ神は非じ。」とまおしき。如此白して、出雲國の多藝志の小濱に、天の御舎を造りて、水戸神の孫、櫛八玉神、膳夫と為りて、天の御饗を献りし時に、禱き白して、櫛八玉神、鵜に化りて、海の底に入り、底の波邇を咋ひ出でて、天の八十毘良迦を作りて、海布の柄を鎌りて、燵白に作り、海尊の柄を以ちて燵杵に作りて、火を鑽り出でて云ひしく、

是の我が燵れる火は、高天の原には、神産巢日御祖命の、登陀流天の新巢の凝烟の八拳垂る摩旦焼き挙げ、地の下は、底津石根に焼き凝らして、梶縄の、千尋縄打ち延へ、釣為し海人の、口大の、尾翼鱸、佐和佐和邇、控き依せ騰げて、打竹の、登遠遠登遠遠邇、天の眞魚咋、獻る。

といひき。故、建御雷神、返り参上りて、葦原中國を言向け和平しつる状を、復奏したまひき。

大國主神に対して高天原から遣わされた建御雷神が、出雲國の「伊那佐小濱」で國譲りを迫るのであるが、その服属儀礼の様子がこの「多藝志小濱」で具体的に記されている。それは、この段から、鵜飼による魚（おそらくアユ）・海藻刈り鎌による若海藻・延縄によるスズキ＝天の眞魚咋等が、燵白・燵杵によって鑽り出だされた神聖な火によって調理された「天の御饗」を献るものであることが知られる。藤原京や平城京から出土している出雲國関係の「贄」木簡の中で品目がわかるものを拾うと次のようである³⁵⁾。

- | | |
|----------------------|---------|
| a. 「出雲国嶋根郡副良里伊加大贄廿斤」 | 藤原京 イカ |
| b. 「出雲評支豆支里大贄煮魚須々支」 | 藤原京 スズキ |
| c. 「出雲国若海藻○御贄○水洗」 | 平城京 ワカメ |
| d. 「出雲国若海藻○御贄○塩洗」 | 平城京 ワカメ |
| e. 「出雲国若海藻○御贄」 | 平城京 ワカメ |
| f. 「出雲国煮干年魚○御贄」 | 平城京 アユ |

推定した「天の御饗」の品目のスズキ (b)、ワカメ (c・d・e)、アユ (f) は全て「贄」木簡の中にもみられる。特に「天の眞魚咋」の具体的品目はbの「煮魚須々支」であつた可能性が高い³¹⁾。「多

藝志小濱」にはこのような祭祀の場所の存在が想定されるのである。

まとめ このように、『日本書紀』の「止屋淵」と『古事記』の「多藝志小濱」は斐伊川を挟んで近い位置に対峙していたのであり、このあたりが記紀の中でどのように認識されていたのかを知ることができよう。そして、大津町北遺跡・中野清水遺跡を祭祀遺跡として捉えるならば律令国家の神祇制度をも考慮に入れておかなければならないだろう。そのような視点で、ここで明らかにした塩冶郷内の大津町北遺跡・中野清水遺跡における祭祀のA・B・Cの三段階をとりあえず次のようにまとめておわりにしたい。

A段階 6世紀後半～7世紀前半（中野清水Ⅱ区2層SX20、Ⅳ区土器1・2群）

在地型祭祀の時期で、鹽冶毘古能命を祭神とする小共同体祭祀。

B段階 7世紀後半～8世紀前半（中野清水Ⅱ区2層Ⅱ・Ⅲ群）

在地型祭祀に律令的祭祀が加わりはじめ、在地の小共同体の祭神が律令国家の神祇制度の中に組み込まれていく時期。鹽冶毘古能命が阿遲須枳高日子命の御子となる記紀の神話大系の末端に位置づけられる。

C段階 8世紀後半～（中野清水SX07、2層Ⅰ群）

在地的祭祀の要素が薄くなり、より律令的祭祀の色彩が強くなる時期。不在神祇官社であった鹽冶社が鹽冶比古命御子焼太刀天穗日子命神社として神祇官社に昇格する。

【参考文献】

- 1) 小林行雄「土製支脚」『考古学雑誌』31-5 日本考古学会1941
- 2) 秋本吉郎『風土記』日本古典文学大系2 1958
- 3) 井上光貞他『律令』日本思想大系1976
- 4) 巽淳一郎「遺物」『伯耆国跡発掘調査概報（第5・6次）』倉吉市教育委員会 1979
- 5) 池邊 彌『和名類聚抄郷里驛名考證』1981
- 6) 『平城宮発掘調査報告』XⅠ 奈良国立文化財研究所1982
- 7) 嚴文明「中国古代の陶支脚」『考古』6-183 1982
- 8) 戸潤幹夫他『金沢市戸水C遺跡』石川県教育委員会1983
- 9) 内田律雄『オノ峠遺跡』国道9号バイパス建設予定地内埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅳ 島根県教育委員会1983
- 10) 柳田康雄「三雲遺跡の遺構と遺物」『三雲遺跡』福岡県文化財調査報告第65集1983
- 11) 石塚尊俊「神座魂命子牛日命神社」『式内社調査報告』1983
- 12) 勝部昭「隠岐島の古墳」『山陰考古学の諸問題』1986
- 13) 石塚尊俊『古代出雲の研究』1986
- 14) 出原恵三『古津賀遺跡・具同中山遺跡群』後川・中筋川埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅰ 高知県教育委員会1988
- 15) 加藤義成『修訂出雲国風土記参究』1992改訂四版
- 16) 桜井準也「縄文時代草創期における礫の使用法について」『湘南考古学同好会会報』48 湘南考古学会1992
- 17) 北野博司『石川県金沢市戸水C遺跡』石川県埋蔵文化財センター1993
- 18) 関 和彦『日本古代社会生活史の研究』1993
- 19) 坂本太郎他『日本書紀』上1993
- 20) 甲元真之編『環東中国海沿岸地域の先史文化』第2編1999
- 21) 金山正樹『本庄地区県営圃場整備事業に伴う松江北東部遺跡発掘調査報告書』松江市文化財調査報告78集1999
- 22) 足立克己『姫原西遺跡』一般国道9号バイパス建設予定地内埋蔵文化財発掘調査報告Ⅰ 島根県教育委員会1999
- 23) 足立克己『蔵小路西遺跡』一般国道9号バイパス建設予定地内埋蔵文化財発掘調査報告Ⅱ 島根県教育委員会1999
- 24) 内田律雄『『出雲国風土記』の郷について』『出雲古代史研究』第9号 1999
- 25) 熱田貴保『三田谷Ⅰ遺跡』斐伊川放水路建設予定地内埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅷ 島根県教育委員会2000
- 26) 鳥谷芳雄『三田谷Ⅰ遺跡』斐伊川放水路建設予定地内埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅸ 島根県教育委員会2000
- 27) 三原一将『高岡遺跡』出雲ジュンテンドー敷地造成事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書 出雲市教育委員会2000
- 28) 北浦引入『青谷上寺地遺跡』3 鳥取県教育文化財団調査報告書72 鳥取県教育文化財団 2001
- 29) 島田孝雄『下田遺跡』『水のめぐみ』14年度出土文化財巡回展示会展示図録 群馬県教育委員会2002
- 30) 松山智弘他『神原神社古墳』加茂町教育委員会2002
- 31) 内田律雄「國護り神話と出雲」『東アジアの古代文化』112号 2002
- 32) 松本岩雄「宮山Ⅳ号墓の調査」『宮山古墳群の研究』島根県古代文化センター2003
- 33) 守岡利栄「弥生時代から古墳時代前期の大溝状遺構」『古志本郷遺跡』Ⅵ 島根県教育委員会2003
- 34) 中川寧「山陰における古式土師器の編年と派生する問題について」『古墳出現期の土師器と実年代』(財)大阪府文化財センター2003
- 35) 引用した木簡資料は、奈良文化財研究所「木簡データベース」による。